

所有者不明の予防

- ・ 死亡による戸籍の手続の際に相続手続の案内など相続登記等を適切に行うよう促すもの。



死亡手続等のタイミングで該当者
（固定資産がある）に配布

ねらい

登記名義人

この時点で

相続登記の働きかけ

子

子

孫

孫

孫

○相続未登記による弊害等の周知

○相続権の発生事由等の周知

⇒ 相続登記の促進による所有者不明の予防

相続未登記の解消や相続発生事由の理解による所有者等の迅速な特定に繋がり、空家等がもたらす問題の解決を促進する。